

協議会実施要領

地方事務所が労働局と実施する「労働保険の未手続事業一掃対策に係る協議会」(以下「協議会」という。)については、この要領により実施する。

1 協議会の開催目的

地方事務所は労働局との間で定期的に協議会を開催する。

協議会においては、地方事務所が加入勧奨を行う事業と労働局が手続指導を行う事業との役割分担を決定することとする。また、地方事務所は、労働局と加入勧奨活動についての意見交換を行うとともに、その進捗状況を的確に把握し、効果的な加入勧奨活動の実施に努めることとする。

2 開催時期・内容等

地方事務所と労働局との協議会は年間3回以上開催すること。

(1) 協議会の構成員

ア 労働局：総務部（労働保険徴収部）長、適用主務課室長等
イ 地方事務所：地方事務所の責任者、促進員、推進員等

(2) 開催時期（目処）

ア 第1回協議会

各年度4月（4月実施が困難な場合は可能な限り早期に実施すること。）

イ 第2回協議会

各年度9月

ウ 第3回協議会

各年度3月

※その他、労働局との協議により適宜開催すること。

(3) 内容

ア 第1回協議会

第1回協議会において、前年度の未手続事業のうち適用外及び加入済の事業を除いて作成された未手続事業名簿に基づき、労働局が手続指導を行う事業と地方事務所が加入勧奨を行う事業の役割分担を決定すること。役割分担については、地方事務所は、原則、新規に収集した未手続事業を担当し、労働局は、原則、前年度からの繰り越し分（前年度の困難事案（勧奨が不調に終わったもの）及び地方事務所からの移管分（当該年度の困難事案））を担当する。（別紙5参照）

また、困難事案を地方事務所から労働局に移管する際の連絡方法について確認するとともに、年間を通じての未手続事業の把握（重点業種等）や加入勧奨活動の進め方について意見交換し、「加入促進計画」（別紙10—別添9—参考様式2）を策定すること。

イ 第2回協議会

未手続事業名簿（合体版）について、労働局が手続指導を行う事業と地方事務所が加入勧奨を行う事業の役割分担を決定すること。（別紙5参照）

さらに、進捗状況の報告、加入勧奨活動についての意見交換を行うこと。

ウ 第3回協議会

当該地方事務所における加入勧奨活動の実績等を報告し、実施方法の改善点等について協議すること。

3 その他

地方事務所は、協議会の協議内容等について本部組織に報告すること。

本部組織は、他の地方事務所の協議会の事例等を集約し、有効活用等を図る情報伝達体制を整える等、配慮すること。